

就学援助制度のお知らせ

※申請は毎年度必要です！

佐野市では、経済的理由により、小・中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・修学旅行費・学校給食費・医療費等を援助しています。

1. 援助を受けることができる方

佐野市内に住所があり、佐野市内の小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、経済的に困りの世帯で、次の①・②のいずれかに該当する方。

- ① 一緒に住んでいる方全員の所得の合計が基準額以下の方
※家計を支えている方が別居の場合も世帯の所得に含みます。
- ② ①以外の方で、災害等の事情により特に援助が必要と認められる方

2. 基準額の目安

※世帯構成（人数・年齢等）や家賃等の有無等により異なります。
※金額はあくまで目安として参考にしてください。

世帯人数	2		3			4	
世帯構成 (人)	大人1 小学生1	大人1 中学生1	大人1 小学生2	大人1 小学生1 中学生1	大人2 小学生1	大人2 小学生1 中学生1	大人1 高校生1 小学生1 中学生1
世帯の 総所得金額	約215万円	約227万円	約275万円	約287万円	約265万円	約317万円	

3. 受付期間・申請先

★4月から援助を希望する方は必ずご確認ください★

4月から援助を希望する方は、下記の期日までに申請書と添付書類（裏面記載）両方を提出してください。新年度の学年などにより、提出先が異なります。

新小学2年生 ～中学3年生 （義務教育学校 新2年生～9年生）	【申請書】 1月9日（火）～1月31日（水）までに <u>学校へ提出</u> 【添付書類】 1月9日（火）～3月15日（金）までに <u>学校へ提出</u> （申告する場合は、学校教育課へ提出でも可）
--	--

※新中学1年生で入学する学校に兄弟が在籍していない場合は現在通学してる小学校へ提出をしてください。

※新小学1年（義務教育学校新1年）、新中学1年生で入学する児童生徒のうち、入学先の学校に兄弟が在籍している場合は、入学先の学校へ兄弟と一緒に申請をお願いします。

※この期限を過ぎると、4月認定にはなりません。

添付書類など、詳しくは裏面をご覧ください

4. 添付書類

一緒に住んでいる方「全員」の令和5年1月1日～12月31日の間の所得がわかる書類（令和5年分給与所得の源泉徴収票、令和6年度分市・県民税等申告書の控え、令和5年分公的年金等の源泉徴収票、など） ※コピー可

※家族の扶養となっている方や無収入の方なども、市・県民税申告が必要となります。（学生で収入がない方は省略可能です）

令和5年中の収入が0円の場合に限り、1月4日～2月14日の期間、市役所市民税課で申告を受付できます。

申告の際には、就学援助の申請に使うため控えが必要であることを必ず申し出てください。

市民税課に郵送で申告をする場合は郵送前に写しを取り、学校または学校教育課に写しを提出してください。

【申告会場について】

申告期間中、市役所市民税課では申告を受け付けできません。

申告期間や申告会場については、広報さの2月号でご確認ください。

5. 援助の内容

世帯全員の所得状況や生活状況等を総合的に判断して認定されると、次の費目が援助されます。

（要保護者）

- ・医療費（学校保健安全法で定める疾病に限る）
- ・修学旅行費

（準要保護者）

- ・学用品費及び通学用品費
- ・校外活動費
- ・体育実技用具費（中学生のみ）
- ・学校給食費
- ・医療費（学校保健安全法で定める疾病に限る）
- ・修学旅行費
- ・新入学児童生徒学用品費（学校入学時、後期課程進級時）
- ・卒業アルバム代

6. その他

①就学援助制度を希望される方は、毎年、申請書の提出が必要です。

②世帯全員の所得が把握できない場合や虚偽の申請をした場合は、否認定や認定取り消しになることがあります。

③世帯状況や生活状況に変化があった場合は、再度申請が必要です。

④支給については、学校を通して行います。

⑤年度の途中でも申請することができますが、支給は認定月からとなります。

申請される方は、学校または佐野市教育委員会学校教育課から「就学援助費受給申請書」を受け取り、必要事項を記入・押印のうえ、上記の添付書類とともにご提出ください。

⑥申請書は、市役所3階学校教育課または学校にて配布をしております。佐野市のホームページからもダウンロードができます。

問い合わせ先

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

佐野市教育委員会 学校教育課 TEL: 0283-20-3107